



2023年4月25日

各 位

会 社 名 セントラル警備保障株式会社

代表者名 代 表 取 締 役 澤 本 尚 志
執 行 役 員 社 長

(コード番号9740 東証プライム)

問合せ先 執 行 役 員 松 本 直 樹
人 事 総 務 本 部 長

(TEL. 03-3344-1711 (代))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日4月25日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2023年5月25日開催予定の第51回定時株主総会に附議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、2023年2月24日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2023年5月25日開催予定の当社第51回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行います。
- (2) 資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第30条として新設いたします。ただし、期末配当につきましては、当面は株主総会の決議とする予定です。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更をいたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 定款変更の日程

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 2023年5月25日(木) |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 2023年5月25日(木) |

(注) 上記の内容につきましては、2023年5月25日開催予定の、当社第51回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上

【別紙】定款変更の内容

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>第 4 条 機関の設置 当社は、取締役会、<u>監査役</u>、<u>監査役会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 条 機関の設置 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 11 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 11 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 18 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 18 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条 員 数 当社の取締役は <u>12</u> 名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 20 条 選 任 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 19 条 員 数 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は <u>8</u> 名以内を置く。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は 4 名以内を置く。</u></p> <p>第 20 条 選 任 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決</p>

- 2 取締役の選任は累積投票によらないものとする。

第21条 任期

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。

(新設)

- 2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

(新設)

第22条 代表取締役及び役付取締役

取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長各若干名を選定することができる。

権の過半数をもって行う。

- 2 (現行どおり)

第21条 任期

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に満了する。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

(削除)

- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条 代表取締役及び役付取締役

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長各若干名を選定することができる。

<p>第 23 条 取締役会</p> <p>取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2 招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該提案につき当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 23 条 取締役会</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2 招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該提案につき当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>第 25 条 <u>重要な業務執行の決定の委任</u></p> <p><u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p>第 25 条 <u>員 数</u></p> <p><u>当会社の監査役は 5 名以内を</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

置く。

第 26 条 選 任 (削 除)

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 27 条 任 期 (削 除)

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 28 条 常勤の監査役及び常任監査役の選任 (削 除)

監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

- 2 監査役会は、監査役の中から常任監査役を選定することができる。

第 29 条 監査役会 (削 除)

監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。

(新 設)

第 5 章 監査等委員会

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>第 26 条 監査等委員会</u> <u>監査等委員会の招集の通知</u> <u>は、各監査等委員に対し会日の</u> <u>3 日前までに発する。但し、緊</u> <u>急のときはこの期間を短縮する</u> <u>ことができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意がある</u> <u>ときは、招集の手続きを経ないで</u> <u>監査等委員会を開催することが</u> <u>できる。</u></p> <p>3 <u>監査等委員会に関する事項は、</u> <u>法令又は本定款のほか、監査等委</u> <u>員会において定める監査等委員</u> <u>会規則による。</u></p> <p><u>第 27 条 常勤の監査等委員の選任</u> <u>監査等委員会は、その決議によ</u> <u>って、常勤の監査等委員を選定す</u> <u>ることができる。</u></p>
<p>第 6 章 <u>取締役及び監査役の責任免除</u></p> <p>第 30 条 損害賠償責任の一部免除 当社は、取締役会の決議をも って、取締役（業務執行取締役等 である者を除く。以下同じ。）<u>及び</u> <u>監査役</u>の当社に対する損害賠償 責任を、法令が定める範囲で免除 することができる。</p> <p>2 当社は、<u>取締役及び監査役と</u> の間に、当社に対する損害賠償 責任に関する契約を締結するこ とができる。但し、その賠償責任 の限度額は、法令が定める範囲と する。</p>	<p>第 6 章 取締役の責任免除</p> <p>第 28 条 損害賠償責任の一部免除 当社は、取締役会の決議をも って、取締役（業務執行取締役等 である者を除く。以下同じ。）の当 社に対する損害賠償責任を、法令 が定める範囲で免除することが できる。</p> <p>2 当社は、<u>取締役との間に、当</u> <u>会社に対する損害賠償責任に関</u> <u>する契約を締結することができ</u> <u>る。但し、その賠償責任の限度額</u> <u>は、法令が定める範囲とする。</u></p>

第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第 31 条 (条文省略)	第 29 条 (現行どおり)
<p>第 32 条 剰余金の配当</p> <p><u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年 8 月 31 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>第 30 条 剰余金の配当等の決定機関</p> <p><u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
(新 設)	<p>第 31 条 剰余金の配当の基準日</p> <p><u>当社の期末配当の基準日は、毎事業年度末日とする。</u></p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。</u></p> <p>3 <u>前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
第 33 条 自己株式の取得	
<u>当社は会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式の取得を行うことができる。</u>	
第 34 条 (条文省略)	第 32 条 (現行どおり)
附 則	附 則

<p>1. 本定款は、<u>2022年5月26日</u>に一部改定し、実施する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>1. 本定款は、<u>2023年5月25日</u>に一部改定し、実施する。</p> <p>2. <u>当社は、第51回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
---	--

以上